

## ArchiCAD VIP サービス契約約款

2014年3月10日版

本契約は、お客様（以下「甲」という）とグラフィソフトジャパン株式会社（以下「乙」という）との間で締結される ArchiCAD の VIP サービス年間契約に関する内容（以下「本サービス」という）及び条件を定めるものである。また本サービスは、現行のバージョンにのみ適応するものである。

### 第1条（契約の目的）

1. 乙は、第3条に記載の本サービスを甲に提供する。
2. 甲は、乙に対し、第5条に定める料金を支払う。

### 第2条（契約の対象）

1. 本契約は、甲が乙よりライセンス供与をうける ArchiCAD を対象とする。
2. ArchiCAD の関連製品（オプションソフトウェアやライブラリー等）は、対象外とする。
3. 本契約は、ArchiCAD のプロテクトキー単位とする。したがってサーバーキーの場合は、全ライセンスを対象とする。

### 第3条（契約の内容）

1. 契約期間中に本契約で提供される本サービスは、以下の通りである。
  - (1) 契約期間中にリリースされる ArchiCAD のバージョンアップおよび更新パッチ
  - (2) GDL 部品（日本語版のみ内容は、予告なく変更される）
  - (3) アドオンツール（日本語版のみ内容は、予告なく変更される）
  - (4) BIMx（日本語版のみ、BIMx の使用可能期間は契約期間と同期し終了とともに利用不可となる）
  - (5) 乙の施設内で実施される標準トレーニングコースの20%値引き
  - (6) 乙が独自の判断で行う追加ライセンス、オプションソフトウェアの割引キャンペーン
  - (7) Web で提供される「Tips」へのアクセス
  - (8) ArchiCAD に関する専用電話・Eメールおよび Fax によるテクニカル・サポート
  - (9) プロテクトキー交換サービス出荷時の輸送に起因する破損、並びに出荷後1週間以内の無償交換をVIPサービス契約有効期間内、無償で一回まで延長

### 第4条（契約の期間と更新）

1. 本契約は、契約締結月の翌月1日から翌年の同月末までとする。
2. 第6条に定める解約が行われない限り、本契約は本契約と同一条件のもと契約期間満了日の翌年から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
3. 更新契約は、契約期間満了日の30日前に行われねばならない。

### 第5条（契約料金）

1. 契約料金は、年間110,000円(税別)とする。別途定める有効な総契約数に応じた数量割引が適用される。なおこの金額には消費税は含まない。
2. 契約料金は、途中解約の場合も返却しないものとする。

### 第6条（契約の解除）

1. 甲乙いずれか一方より本契約契約満了日の1か月前までに文書による解約通知があった場合、契約満了日をもって契約を解除することができるものとする。
2. 甲または乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときは、直ちに本契約を解除できるものとする。
  - (1) 第1条の契約の目的を履行せず、相手方が相当の期間を定めて催促したにも拘わらず、当該不履行が是正されない場合
  - (2) 支払の停止、又は破産、和議、会社更生、会社整理、特別清算の申し立てがあった時

### 第7条（契約の途中解約）

甲は理由の如何を問わず、解約日の1ヶ月前までに乙への書面による事前通知によって本契約を終了することができるものとする

### 第8条（VIP サービス再契約）

1. 甲が第4条、第2項に定める更新を行わず契約を解除した後、本サービスを再契約する場合は、甲が別途定める再契約手数料を支払った上で、本サービスを110,000円(税別)で購入するものとする。
2. 再契約された本サービスの契約期間は再契約締結月の翌月1日から翌年の同月末までとする

### 第9条（数量割引）

1. 有効なVIPサービス契約総数で決定される数量割引される。
2. 新たに購入された本サービスにより有効な契約総数が数量割引の高いランクに達した時は、新たに購入された本サービスには高い数量割引が適用され、その割引は、現在有効な契約が更新される時にその割引が適用される。
3. 契約が満了する2か月前に更新が行われない契約が生じ、総数が割引率の低いランクになった時は、以降有効な契約が更新される時にその低い割引率が順次適用される。

### 第10条（請求・支払い）

1. 乙は甲に対し、本契約により定められた契約料金を本契約期間の開始日前に請求するものとする。
2. 甲は、本契約の開始月の前月25日（更新の場合は契約開始月の前月25日）までに契約料金を乙指定の口座に入金するものとする。ただし、本契約を乙が認めた乙の特約店経由で締結された場合は、特約店の指定する口座に入金するものとする。

### 第11条（契約の変更）

乙は、3か月前の事前通知をもって、本契約の内容及び条件を変更できるものとする。

### 第12条（その他）

本契約に定めのない事項あるいは本契約の履行に疑義が生じたときは、甲および乙は誠意をもって協議し、解決に当たるものとする。

以上